

定 款

セントラルスポーツ株式会社

昭和45年5月10日公証人認証

昭和45年5月13日 会社 成立

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、セントラルスポーツ株式会社と称し、英文では、CENTRAL SPORTS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. スポーツ施設及びカルチャー教室の経営及び経営コンサルタント
2. スポーツ施設の企画、運営並びにその指導業務
3. 体育指導員の養成並びに派遣
4. 一般労働者派遣事業
5. スポーツ・トレーニングに係る指導
6. ゴルフ場の経営及び運営管理
7. 遊戯施設及び多目的ホールの経営、企画、運営及び賃貸
8. イベント、レクリエーション活動の企画運営
9. 旅行業
10. 旅行出版物の企画、発行と販売
11. スポーツ及びリハビリ用トレーニング機器の販売、輸出入及びリース
12. スポーツ施設の清掃装置並びに清掃機器の販売及びリース
13. 食料品、飲料品、酒類、衣料品、日用雑貨品の販売及び斡旋
14. 家具、調度品及び装飾雑貨品の販売及び輸出入
15. 医療用機器の販売
16. 貴金属製品の輸入、卸、小売販売
17. 各種建築の設計監理・工事請負及び企画設計・施工に関するマネジメント業
18. 不動産及び動産の賃貸借並びに不動産の売買及び管理
19. 宅地建物取引業
20. 不動産コンサルタント業
21. ビルの管理及びメンテナンス業
22. ホテル、旅館、浴場、各種飲食店の経営及び運営管理
23. 広告業
24. 清掃業
25. 貨物運送、クリーニング及び物品のリースの取次業
26. 損害保険代理業
27. 生命保険の募集に関する業務
28. 自動車の運転代行及び自動車管理の請負業務

29. 給排水設備工事・衛生設備工事・空調設備工事・換気設備工事及び電気工事の設計・施工監理並びに請負
30. 介護保険法に基づく、指定居宅介護支援事業
31. 介護保険法に基づく、下記各居宅サービス事業
 - (1) 訪問介護
 - (2) 訪問入浴介護
 - (3) 訪問看護
 - (4) 通所介護
 - (5) 福祉用具貸与
32. 介護予防事業
33. 介護要員の養成及び指導
34. 医療保険請求事務の受託業務
35. 在宅配食サービス業務
36. 医薬品の販売
37. 衛生用品、健康管理器具の販売
38. マッサージ・指圧・鍼灸・整骨院の経営
39. 警備業
40. 前各号に付帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、42,164千株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ②取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- ②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- ②株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

- 第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、20名以内とする。
- ②当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- ④会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役

の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、取締役相談役、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第32条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した監査等委員は、これに記名押印又は電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のも

のに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

②当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

②前項の金銭には利息を付けない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第49回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2022年6月29日

セントラルスポーツ株式会社

代表取締役 後藤聖治